

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน  
ที่ 10/2565  
เรื่อง มาตรการเสริมสร้างขีดความสามารถในการแข่งขัน  
非公式訳  
投資委員会布告  
第 10/2565 号  
件名：競争力向上措置

---

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

国家や産業界全体に利益をもたらすイノベーションを生み出すための研究開発を含む、民間企業の競争力向上への投資または支出への関与を推進し促進するため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、および第 31/1 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 以下の投資または支出があるプロジェクトの場合、競争力向上のための追加恩典を申請することが出来る。

1.1 技術およびイノベーション

- 技術およびイノベーションの研究開発：自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発
- タイ国内で開発された技術のライセンス料
- 委員会が同意した製品およびパッケージのデザイン：自社、またはタイ国内の外注
- 委員会が同意した、教育機関、専門訓練センター、研究機関、政府機関などの科学技術分野の機関、並びに技術およびイノベーション開発・人材開発に関する基金に対する支援

1.2 人材開発

- 高度技術訓練
- 投資委員会事務局が同意した職業統合学習プロジェクト、デュアル職業訓練プロジェクト、協同教育プロジェクト等の、科学技術分野のインターンシップの学生に対する技術及びイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニングまたは職業訓練の実施

1.3 事業者の能力向上

- タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有している国内の原材料・部品メーカー（Local Supplier）の開発：高度技術訓練および技術支援

尚、詳細は事務局が定める基準の通りとする。投資または支出の 200%として追加の法人所得税免除金額を付与する。また、そのプロジェクトは以下のように投資または支出がある場合、追加恩典を付与する。

- (1) 投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1%以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 1 年間追加する。但し、合計 8 年間以内とする。

- (2) 投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 2%以上または 4 億バーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 2 年間追加する。但し、合計 8 年間以内とする。
- (3) 投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 3%以上または 6 億バーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 3 年間追加する。但し、合計 8 年間以内とする。
- (4) 投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 4%以上または 8 億バーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 4 年間追加する。但し、合計 8 年間以内とする。
- (5) 投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 5%以上または 10 億バーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 5 年間追加する。但し、合計 8 年間以内とする。

尚、A1 および A2 グループ事業に関しては法人所得税免除期間の追加恩典が付与されるが、合計 13 年間までとする。

第 2 項 技術およびイノベーションの研究開発（自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発）への投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1%以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、免除金額に上限なしで法人所得税を免除する。また、競争力向上措置に基づく追加恩典を申請する投資奨励対象業種表に該当する事業は、高度 技術およびイノベーションを使用する事業となり、法人所得税免除期間の追加恩典が付与されるが、合計 13 年間までとする。

第 3 項 スキル、技術およびイノベーションの開発のために投資が行われるよう推進するため、従来の基準に基づき投資奨励を受けた者は、本布告に基づく競争力向上措置に基づく追加恩典を申請することが出来る。

尚、仏暦 2566 年（2023 年）1 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日

陸軍大将      プラユット・チャンオーチャー  
(プラユット・チャンオーチャー)  
首相  
投資委員会委員長